

第 6 号

熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定  
について

熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例を次のよう  
に制定することとする。

令和3年6月14日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例  
(熊本県工場等設置奨励条例の一部改正)

第1条 熊本県工場等設置奨励条例(昭和39年熊本県条例第6号)の一部を次のように  
改正する。

第1条中「を新設し、又は増設する」を「の新設等をする」に改める。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 産業振興促進区域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3  
年法律第19号)第2条第2項の規定により公示された市町村の同法第8条第1項  
に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に記載された同条第4項第1号に規定す  
る産業振興促進区域をいう。

第2条中第6号を削り、第7号を第6号とする。

第3条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を  
第3号とし、第5号を削り、第6号を第4号とし、同条第3項中「第1項」を「第1項  
又は第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改  
め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 知事は、産業振興促進区域内にあって、特別償却設備(過疎地域の持続的発展の支  
援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適  
用される場合等を定める省令(令和3年総務省令第31号)第1条第1号イに規定す  
る特別償却設備をいう。)の取得等(同号イに規定する取得等をいう。)がなされた  
工場等について、第1条の目的を達成するため必要があると認めたときは、当該工場  
等を適用工場等として指定する。

第6条中「を新設し、又は増設する」を「の指定を受ける」に、「行なう」を「行う」  
に改める。

(熊本県税特別措置条例の一部改正)

第2条 熊本県税特別措置条例(昭和39年熊本県条例第5号)の一部を次のように改正  
する。

第1条中「過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)」を「過疎地域

の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）」に、「区域（以下この条及び第4条の2において「過疎地域」という。）」を「同法第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画（第4条の2において「過疎地域持続的発展市町村計画」という。）に記載された同法同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域（以下この条及び第4条の2において「産業振興促進区域」という。）」に、「製造の事業、同法第30条に規定する農林水産物等販売業若しくは旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備を新設し、若しくは増設した」を「当該過疎地域持続的発展市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、同法第23条に規定する農林水産物等販売業（第4条の2において「農林水産物等販売業」という。）若しくは旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備の取得等（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）第1条第1号イに規定する取得等をいう。第4条の2において同じ。）をした」に、「過疎地域内」を「産業振興促進区域内」に改め、「山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条の4第1項に規定する特定振興山村市町村（第4条の6第1項において「特定振興山村市町村」という。）の同法第8条第1項に規定する山村振興計画（第4条の6第1項において「山村振興計画」という。）に記載された同法第8条第4項第1号に規定する産業振興施策促進区域（第4条の6第1項において「産業振興施策促進区域」という。）内において当該山村振興計画に定められた同法第8条第4項第2号に規定する地域資源を活用する製造業（第4条の6第1項において「地域資源を活用する製造業」という。）若しくは同法第8条第2項第3号に規定する農林水産物等販売業（第4条の6第1項において「農林水産物等販売業」という。）の用に供する施設若しくは設備を新設し、若しくは増設した者を削る。

第4条の2の見出し中「過疎地域内」を「産業振興促進区域内」に改め、同条中「過疎地域内」を「過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域内」に、「製造の事業、過疎地域自立促進特別措置法第30条に規定する」を「当該過疎地域持続的発展市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、」に、「を新設し、若しくは増設した」を「の取得等をした」に改め、同条第1号ア中「過疎地域自立促進特別措置法第2条第2項」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第2項」に改め、「総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣の」を削り、「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される

場合等を定める省令」に、「を新設し、又は増設した」を「の取得等をした」に改める。

第4条の5及び第4条の6を次のように改める。

第4条の5及び第4条の6 削除

第4条の7第2項中「、前条第1項」を削る。

第5条中「、第4条の6第1項」を削り、「指定された工場等」の次に「又は同条第2項の規定により適用工場等として指定された工場等」を加え、「過疎地域自立促進特別措置法第31条」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条」に改め、「、山村振興法第14条」を削る。

第6条から第8条までの規定中「、第4条の6第1項」を削る。

附則第2項中「、第4条の6第1項第1号」を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の熊本県工場等設置奨励条例の規定及び第2条の規定による改正後の熊本県税特別措置条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の熊本県工場等設置奨励条例の規定は、令和3年4月1日(以下「適用日」という。)以後に新設され、若しくは増設された工場等又は適用日以後に特別償却設備(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(令和3年総務省令第31号)第1条第1号イに規定する特別償却設備をいう。)の取得等(同号イに規定する取得等をいう。次項において同じ。)がなされた工場等について適用し、適用日前に新設され、又は増設された工場等については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の熊本県税特別措置条例第4条の2の規定は、過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域内において当該過疎地域持続的発展市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業若しくは旅館業(下宿営業を除く。)の用に供する設備の取得等を適用日以後に行った者に対して課すべき事業税、不動産取得税及び固定資産税並びに過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域内において畜産業又は水産業を行う個人に対して適用日以後に課すべき事業税について適用し、旧過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第2項の規定により公示された市町村の区域内において製造の事業、同法第30条に規定する農林水産物等販売業又は旅館業(下宿営業を除く。)の用に供する設備を適用日前に新設し、又は増設した者に対して課すべき事業税、不動産取得税及び固定資産税並びに同法第2条第2項の規定により公示された市

町村の区域内において畜産業又は水産業を行う個人に対して適用日前に課すべき事業税については、なお従前の例による。

- 4 令和3年3月31日以前に山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条の4第1項に規定する特定振興山村市町村の同法第8条第1項に規定する山村振興計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興施策促進区域内において当該山村振興計画に定められた同項第2号に規定する地域資源を活用する製造業又は同条第2項第3号に規定する農林水産物等販売業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者に対して課する不動産取得税又は固定資産税については、なお従前の例による。

（提案理由）

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）の施行等を踏まえ、関係条例の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。